

電気通信サービスの利用者への助言者に係る 検定試験に対する総務省後援の運用方針

平成 21 年 4 月 24 日
総 務 省

ブロードバンド化や IP 化の急速な進展により、電話はもとより、インターネットをはじめとする各種の電気通信サービスは日常生活や経済活動に必要不可欠な社会基盤となっており、サービスの多様化や料金の低廉化も進展している。

他方、電気通信サービスの利用者の側から見れば、これまでにない新しいサービスが多数登場したり、料金が複雑化してきている面があり、利用者が自らのニーズに合致したサービス・料金を的確に選択することが困難になってきている面がある。

また、広告等により利用者が自ら情報収集するには、時間的、能力的な限界等があるほか、様々な利害関係者が存在し、責任分担も複雑化してきている。

このような状況に対応するため、電気通信サービス全般に精通しつつ利用者側に立った助言を行うことができる能力を持つ者の育成を促進する観点から、営利を主たる目的としない民間団体が実施主体となって、利用者に電気通信サービス全般に関する助言を行うのに必要な一定の知識を有していることを認定するために実施する検定試験（以下「検定試験」という。）について、以下の運用方針により総務省が後援する。

1. 検定試験に対する総務省後援の理由

検定試験は、利用者に対して電気通信サービス全般に関する助言を行うため必要な一定の知識を有する者（以下「助言者」という。）を育成することを目的として行われるものであり、これは電気通信事業の発達及び電気通信事業に係る一般消費者の利益の保護に資するものであることから後援を行うものである。

2. 検定試験に対する総務省後援の運用方針

検定試験に対する総務省後援の運用方針は、次のとおりとする。

（1）検定試験の主催者

次のいずれにも該当し、かつ、主催者及び関係者が信用し得る者であること。

- ア 公益社団法人若しくは公益財団法人又はこれらに準ずる団体
- イ 電気通信サービス、料金及び端末機器等に係る専門的な知見を有する者
- ウ 検定試験を円滑に運営する組織・体制を構築できる者
- エ 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、受験者等の個人情報について適正管理を行い、かつ、検定試験の出題、採点等に係る機密性を保持できる者

(2) 検定試験の内容

検定試験が次のいずれにも適合するものであること。

- ア 検定試験の目的が「1. 検定試験に対する総務省後援の理由」の趣旨に合致するものであること。
- イ 検定試験が、以下の各項目を踏まえて特定の項目に偏ることなく作成されたものであり、かつ、検定試験の内容が特定の電気通信事業者の提供する電気通信サービス若しくは料金又は特定の機種等の端末機器等に偏った知識等を問うものでないこと。
 - (ア) 電気通信サービスに関する基礎的な知識
 - (イ) 電気通信サービスの料金その他の提供条件に関する基礎的な知識
 - (ウ) 利用者の世帯構成・用途・予算等に応じて適切な料金及びサービスを提案するための基礎的な知識
 - (エ) 端末機器等の機能に関する基礎的な知識
 - (オ) 電気通信サービスと一体的に利用される各種のアプリケーションやコンテンツの利用方法に関する基礎的な知識
 - (カ) 違法・有害情報対策、情報セキュリティ対策等電気通信サービスの安心・安全な利用等に関する基礎的な知識
 - (キ) 助言者が利用者から取得した個人情報の適正な取扱いに関する基礎的な知識
 - (ク) 「消費者基本法(昭和43年法律第78号)」、「消費者契約法(平成12年法律第61号)」、「電気通信事業法(昭和59年法律第86号)」、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(平成16年3月)」を含む関係法令及びガイドラインの基礎的な知識
 - (ケ) その他電気通信サービス、料金及び端末機器等の関連市場の健全な発達に資する基礎的な知識
- ウ 検定試験に合格した者に対し定期的に講習を実施することとする等、その者の能力が継続的に確保されるものであること。
- エ 検定試験の受験者募集に当たっては、全国を対象としてこれを行うものであること。
- オ 検定試験に係る経費についての資金計画が十分なものであること。

- カ 営利を主たる目的とせず、検定試験に係る料金は、利益を上げないことを前提として、適正な原価に基づき算定されたものであること。
- キ 電気通信サービスを提供する特定の電気通信事業者その他特定の団体等の宣伝に利用されるおそれのないものであること。
- ク 検定試験においては、事故防止・公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられているものであること。

3. 検定試験に対する総務省後援の手続

検定試験に対する総務省後援は、以下の手続により行う。

(1) 申請

検定試験に対する総務省後援の承認を得るに当たり、主催者は、検定試験の少なくとも一月前（ポスターその他の印刷物、ホームページ等に総務省の後援の名義を印刷、表記する場合には、その一月前）までに、総務大臣あての申請書（別紙様式）正副各1通を総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、以下の書類を添付するものとする（申請書又は添付書類の作成に当たっては、検定試験の主催者及び検定試験の内容について、「2. 検定試験に対する総務省後援の運用方針」に適合していることが確認できるよう留意すること）。

ア 検定試験の概要（目的、日時、対象者、会場、試験料、試験内容、事故防止・公衆衛生対策、総務省以外の後援名義使用を申請している団体等）を明らかにする書類

イ 検定試験の収支予算書

ウ 定款、会則、役員名簿、活動状況等、主催団体の性格及び内容を明らかにする書類

(2) 承認

ア 検定試験に対する総務省後援の承認に係る審査は、「2. 検定試験に対する総務省後援の運用方針」に基づいて実施し、主催者に対して審査の結果を通知する。

イ 主催者は、後援の承認の通知を受けた時点から、主催者が実施する検定試験に関し、総務省後援の名義を使用することができる。

ウ 主催者は、承認後においても、本運用方針の趣旨に反する行為を行ってはならない。当該行為を行っている場合、又はその疑いがある場合には、総務省は主催者に対し当該行為の中止を文書により勧告する。

エ 主催者が上記ウの勧告に従わない場合は、総務省は後援名義の使用を取り消すものとする。

オ 主催者は、申請時の計画を大幅に変更する場合は、事前にその内容及び理由を総務省へ報告するものとする。

(3) 結果報告

主催者は、検定試験の終了後、速やかに検定試験の実施内容、収支決算その他必要な事項を記載した結果報告書を提出するものとする。なお、総務省は本運用方針の範囲内で必要と認める事項について、報告を求めることがある。

別紙様式

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信サービスの利用者への助言者に係る検定試験に対する
総務省後援の名義使用の承認申請について

「電気通信サービスの利用者への助言者に係る検定試験に対する総務省後援の運用方針」(平成21年〇〇月〇〇日、総務省)に基づく検定試験に対する総務省後援の名義使用の承認を得たいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 検定試験の名称
- 2 検定試験の趣旨・目的
- 3 検定試験の期間(期日)及び場所(使用施設等)
- 4 検定試験の主催団体、共催団体、後援(協賛等)団体
- 5 検定試験の概要(注) (対象者、試験内容、試験料、募集方法等)
- 6 総務省への後援申請の理由(新規申請のみ)
- 7 後援名義の使用方法
- 8 他府省、後援(協賛等)団体への後援(協賛等)申請状況
- 9 主催(実施)団体の性格・内容を示す書類
(定款・寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等)
- 10 検定試験収支予算書
- 11 その他必要と思われる書類

(注)検定試験の概要については、上記要件を満たす企画書等の添付をもって代えることができる。